

「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」について

1 制定理由

この条例を制定することにより、手話が言語であることへの理解の促進及び障がい者の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進と、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に寄与する。

2 条例の構成

- (1) 目的 手話への理解と多様な意思疎通手段の利用促進に関し、基本理念、区の責務、区民、事業者の役割を定める。
- (2) 定義 この条例における用語の意味を定める。
- (3) 基本理念 手話が言語であると認識すること、相互理解、人格、個性の尊重を掲げる。
- (4) 区の責務 基本理念に基づく施策を推進すること、施策は計画との整合性を図ることを掲げる。
- (5) 区民の役割 意思疎通に関する理解を深めること、施策へ協力することを掲げる。
- (6) 事業者の役割 意思疎通に関する理解を深めること、施策へ協力すること、合理的配慮に努めることを掲げる。
- (7) 委任 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

3 条例文

別紙のとおり

4 施行年月日

令和2年9月30日

5 制定までの経緯

- (1) 各障害者団体からのヒアリング
- (2) 令和元年度第3回大田区障がい者施策推進会議において条例についての議論を行うとともに、大田区聴覚障害者協会会長の御意見をうかがう。
- (3) 大田区区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施
 - ・実施期間 令和2年3月16日から令和2年4月3日
 - ・意見提出者数 17名（ホームページ8名、ファクシミリ6名、窓口持参3名）
 - ・意見総数 96件
- (4) 令和2年第3回大田区議会定例会において条例議決

6 今後の取組み

・今年度から実施

児童・生徒向け啓発グッズ配布	手話や指文字を印刷したクリアファイル等を配布し、理解促進を図る。
コミュニケーションボード（商店用等）の区ホームページ掲載	個人でダウンロードすることも可能とし、区民誰もが活用できるようにする。
区職員向けガイドライン作成	障がい種別ごとの意思疎通手段や配慮事項等を示し、職員が対応する際の一助となりうる実践的な内容とする。
区職員向け手話学習動画配信	職員が窓口対応において、手話での挨拶や、簡単なやり取りができるよう、職員ポータル等を活用した手話の普及を図る。

・次年度から実施

条例啓発パンフレット作成	大田区独自の内容（地名等）を盛り込んだ、誰にもわかりやすく条例を解説するパンフレットを作成する。障がい当事者の意見を反映させ、条例を身近に感じられるような内容とする。
--------------	---

大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例

手話は、障害者の権利に関する条約や障害者基本法により、非音声の言語として位置付けられています。手話は、手や指、体の動き、顔の表情を組み合わせて、視覚的に表現される独自の文法体系をもつ言語であり、ろう者及び手話を必要としている人にとっては、文化を創造し、日常生活や社会生活を営むために大切に受け継がれてきた言語です。

また、障害者基本法において、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」が求められています。

大田区は、手話が言語であることの区民及び事業者への理解を促進するとともに、それぞれの障害の特性に応じた意思疎通手段の利用を促進することにより、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指して、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であることの理解の促進及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関し、基本理念を定め、大田区（以下「区」という。）の責務並びに区民及び事業者の役割を明らかにすることにより、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- (2) ろう者 手話を言語として、日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (3) 手話を必要としている人 中途失聴者、難聴者及び手話を意思疎通のための手段として利用している者をいう。
- (4) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (5) 区民 区内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (6) 事業者 区内で事業を行う個人、法人及びこれらの者で構成する団体をいう。
- (7) 意思疎通手段 音声（読上げを含む。）及び手話、触手話、空書、要約筆記、手話通訳、筆談、点字、口話、拡大文字、平易な表現、サイン、絵図及び記号、意思伝達装置、その他の障害者が日常生活及び社会生活において情報を取得し、及びコミュニケーションを行う際に障害の特性に応じて必要な手段として利用されるものをいう。
- (8) 合理的配慮 障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

(基本理念)

第3条 手話が言語であることの理解の促進及び手話の普及並びに障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行う。

- (1) 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、言語であると認識すること。
- (2) 障害の有無にかかわらず、互いを理解し、その人格及び個性を尊重すること。
- (3) 障害の特性に応じた意思疎通手段の選択の機会の確保は、障害者が意思

疎通を円滑に図ることができるようにすることを基本として行うこと。

(区の責務)

第4条 区は、前条に定める基本理念に基づき、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 手話が言語であることへの理解の促進及び手話の普及に関する施策

(2) 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施策

2 区は、前項の施策の推進に当たっては、法第11条第3項の規定により区が策定する計画との整合性を図るものとする。

(区民の役割)

第5条 区民は、手話が言語であること及び障害者の意思疎通に関する理解を深めるとともに、前条の規定により区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、手話が言語であること及び障害者の意思疎通に関する理解を深め、第4条の規定により区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、事業を行うに当たり、障害者が障害の特性に応じた意思疎通手段を利用するための合理的配慮をするよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。